

滋賀県・JR大津駅前の 公共空間のつかい方

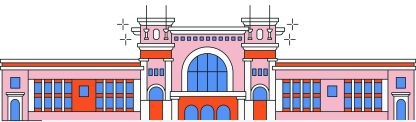


目次

▶ 「まちびと劇場」について……………	1
▶ 大津駅前の公共空間を使うために必要な事……………	1
▶ 場所（どこで）に関するルール……………	2
▶ 行為（何をやる）に関するルール……………	2
▶ 公共空間活用のアイデア例と必要となる許可や届出……………	3
▶ 関係機関連絡先……………	5

※この資料は、公共空間（主に大津駅前）活用の際に【事前に知っておきたいこと】をお伝えしております。

※実際の使用に関する詳細は別途資料、またはまちづくり大津へご相談ください。



▶ 滋賀県・JR大津駅前の公共空間 | “街びと劇場”について

株式会社まちづくり大津 ※（以下「まちづくり大津」という）は、
大津市道とJR大津駅前ひろばのエリアを『街びと劇場』として、公共空間活用の取り組みを開始しました。

公共空間「space（スペース）」を、市民の皆様にとって住みよい場所「place（プレイス）」にするべく、団体様と協力しながら、公共空間を活用しております。

公共空間を有効活用することで、大津市の玄関口である大津駅の拠点性向上、まちなかの賑わい創出と回遊性のある空間づくりを行い、日常的な賑わいづくりの場、地域の皆様の交流拠点になることを目指しています。

※株式会社まちづくり大津↓

平成30年2月20日、大津市から都市再生特別措置法第118回第一項の規定により、都市再生推進法人として指定を受けた法人。



- ※まちづくり大津が指定した申請様式に沿って、期限内に申請書類を提出。
- ※それぞれの関係機関と連携を取り、日程調整・イベント内容を確認したうえで、エリア使用許可が下りると大津駅前の公共空間「街びと劇場」にてイベント開催が可能になります。
- ※実施内容によっては、イベント実施・活用できない場合があります。
- ※国や市、JRの活用により、イベント実施・活用できない場合があります。
- ※ルールを守りながら、公共空間を活用していきましょう。

▶ 大津駅前の公共空間をつかうために、必要なコト。

公共空間は、日常的な管理業務（メンテナンスや許可手続き等）を行っている「管理者」がいます。

その「管理者」というのは【国・県・市町といった行政組織】や【行政の業務を代行する民間（まちづくり大津もこれにあたる）】がその役割を担っています。

JR大津駅前の公共空間「街びと劇場」の活用にあたっては、管理者（まちづくり大津）やその他の関係機関（大津市・JR）との調整が必要となりますが、ルールを守り、順を追って手続きを踏むことで公共空間の活用は可能となります。

日時（いつ）・場所（どこで）・行為（何を）という軸からルールを確認し、必要な手続きをクリアしていきましょう。

※イベント内容により、使用できない場合があったり、使用料金が発生する場合があります。

※国や市、JRの活用により、イベント実施・活用できない場合があります。

大津駅前の公共空間をつかうために、必要なコト。



① 主催者の想い

イベントをするためにはまず「こんなことがやりたい!」という目的が必要です。自身が何をしたいか? 何のためにしたいか? を明確に。
活用方法を妄想・イメージをする。



② 活用のルールを知る

想いを実現させるためには、どのような手続きが必要なのか? 活用する際のルールを知る。「街びと劇場」の活用方法は、まちづくり大津へご相談ください。



③ 活用の方法を伝える

必要な手続きが分かれば、各機関への必要書類を揃える⇒作成⇒申請をする。
公共空間の活用が実現可能になります。

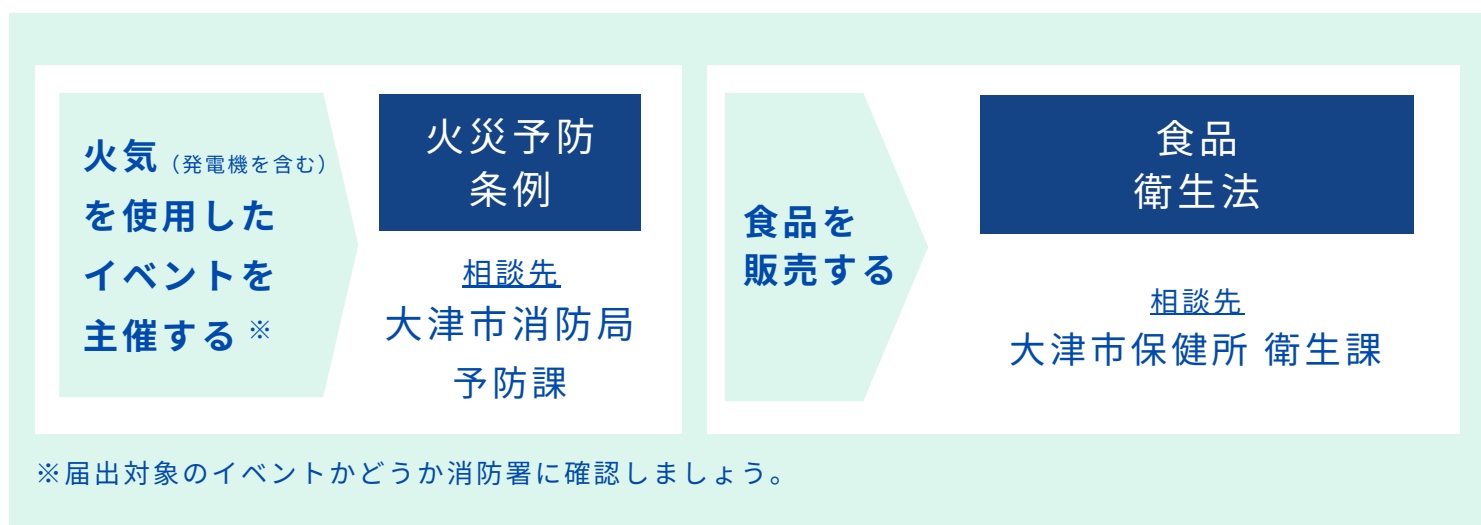
▶ 場所（どこで）に関するルール

公共空間には大枠を定める「法律」や「条例」といったルールがありますが、細かいルールは場所ごとに異なります。
使いたい場所が決まったら、まずは管理者に相談してみましょう。

国	 道路（街びと劇場） を使ってイベントをする。	公園（大津駅前公園） を使ってイベントをする。 
	道路法・道路交通法	都市公園法
	自治体が定める条例や規則	
	場所ごとに決められているルール	
自治体 (県・市・町)	※公共空間は、場所ごとに国管理、県管理、市町管理のように、管理者が分かれています。 相談前にまずは管理者（窓口）を確認するとスムーズです。	

▶ 行為（何をする）に関するルール

場所に関わらず、営業やイベント開催の際に許可や届出が必要となる行為があります。
こうした行為にまつわるルールについても忘れずにチェックしましょう。



▶ 公共空間を活用する際に、必要となる許可や届出

代表的な公共空間である道路・公園を使いこなすための活用アイデア例を紹介してきます。

また、公共空間の活用に伴って必要となる許可や届出について、対象となる法律や条例などのルールと一般的な申請先をまとめています。

道路、公園といった種類が同じ公共空間でも、実際には場所ごとに国管理、県管理、市町管理のようにそれぞれ管理者が分かれています。そのため、活用したい公共空間が決まったら、まずはその場所の管理者（窓口）を確認しましょう。

管理者への申請手続きをスムーズに進めるコツとして、窓口で申請書をもっていく前に＜できること＞＜できないこと＞、その場所を活用する際の条件などを確認するための事前相談を行うことがおすすめです。

大津駅前「街びと劇場」に関する活用方法は「株式会社まちづくり大津」へご相談ください。

アイデア例1 | 道路（街びと劇場）でイベント・飲食出店をしたい！

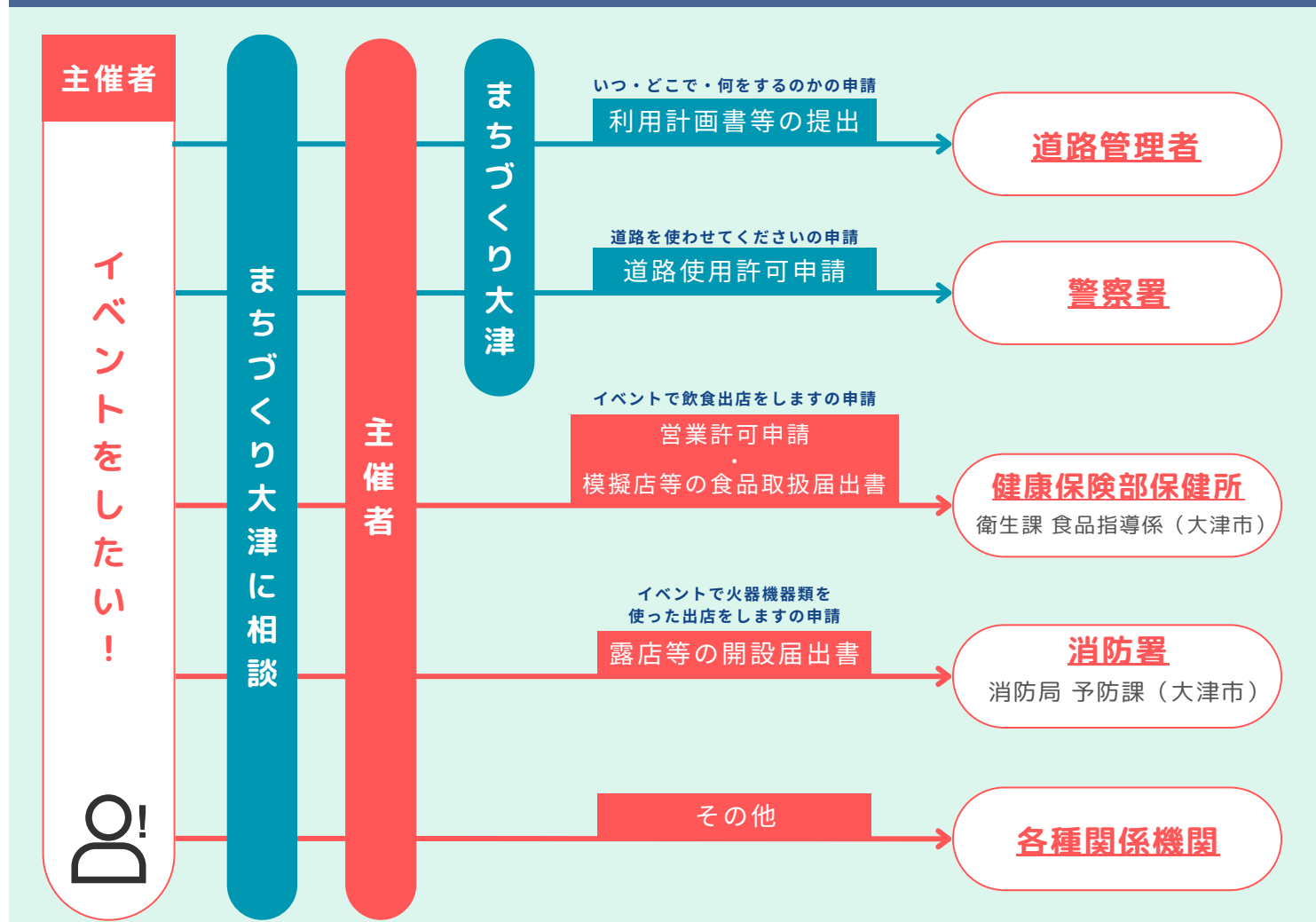
道路は人や車の「通行」のために整備されており、机や椅子を置くことは基本的に認められていません。

地域を盛り上げるための道路活用を思い立ったら、いつ・どこで・どのように街びと劇場を活用したいのか、まずはまちづくり大津に相談してみましょう。住宅地の中にある公共空間です。音の発生するイベントを行う際には、騒音トラブルにならないよう近隣の方々に配慮しましょう。皆様の想いを実現可能にするために、周辺に住む住民様・道路を使う住民様とのバランスを考えながら上手に公共空間を活用していきましょう。

※イベント内容により、使用できない場合があったり、使用料金が発生する場合があります。

※国や市、JRの活用により、イベント実施・活用できない場合があります。

“街びと劇場”を活用する際に、必要となる＜許可や届出＞



- ・ 道路管理者に対する利用申請計画書等の提出、道路使用許可申請をまちづくり大津が取りまとめて実施。
- ・ 主催者は＜保健所＞に対する営業許可申請、＜消防署＞に対する露店等の開設届出書等の申請をする必要がある。
- ・ 主催者はまちづくり大津に対して利用料を支払う。※利用料金については別途資料を参照。

アイデア例2 | 公園（大津駅前公園内）でイベント・飲食出店をしたい！

公園で営業行為を行う場合や、イベントで公園を独占して利用する場合には、活動を行うための「行為許可」とテントなどを置くための「占用許可」の2種類の許可が必要です。

公園は住宅地の中にあることも多い公共空間です。上映会やライブなど、音の発生するイベントを行う際には、騒音トラブルにならないよう近隣の方々に配慮しましょう。

▼必要事項▼

※大津駅前公園内はまちづくり大津の管轄外です。

※イベントで公園内を使用したい際には、大津市（担当：公園緑地課）に対しての申請手続きが必要となります。

※イベントで公園内を使用したい際には、大津市（担当：都市魅力創造課）からの「後援名義」が必要となります。

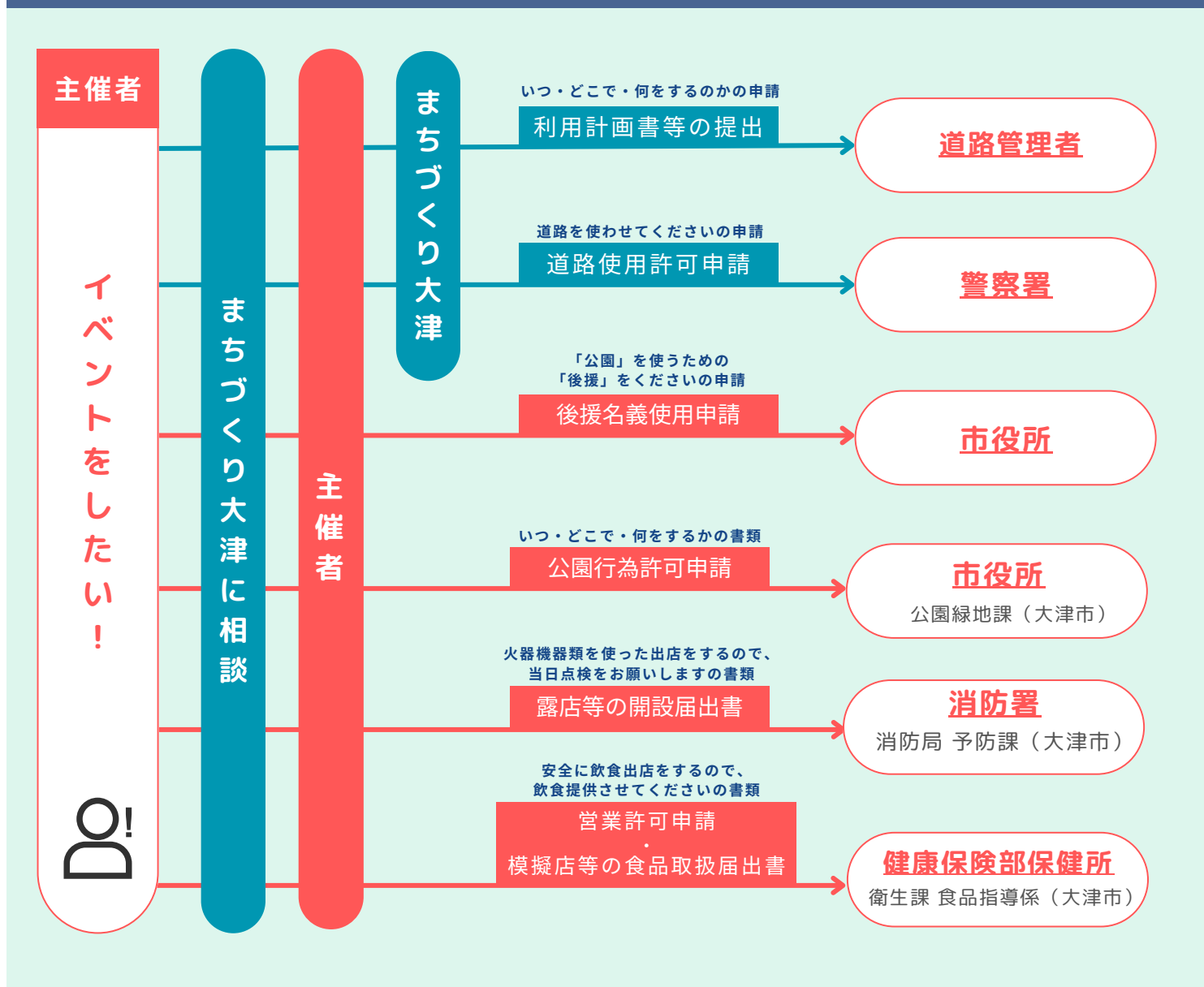
※都市魅力創造課から「後援名義」をもらうためには、駅前の公共空間の利用（街びと劇場を利用する）などの条件が必須となります。

詳しくは、大津市（担当：都市魅力創造課）へご相談ください。

※イベント内容により、使用できない場合があったり、使用料金が発生する場合があります。

※国や市、JRの活用により、イベント実施・活用できない場合があります。

“大津駅前公園”を活用する際に、必要となる＜許可や届出＞



▼JR大津駅前「街びと劇場」に関するお問い合わせ▼

株式会社まちづくり大津

窓口対応時間	9：00～17：30 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
住所	滋賀県大津市中央一丁目2-25
連絡先	TEL：077-523-5010 FAX：077-514-7690 mail：info@machidukuri-otsu.jp

※お越しになられる際には、お電話での事前予約をお願い致します。

関係機関	連絡先
株式会社まちづくり大津 ※1	TEL：077-523-5010
大津市 都市魅力創造課	TEL：077-528-2957
大津市 公園緑地課	TEL：077-528-2784
大津市 保健所 衛生課 食品指導係	TEL：077-522-8427
大津市 消防局（予防課）	TEL：077-525-9902
大津警察署	TEL：077-522-1234

※1 都市再生推進法人として、大津市より指定を受けている法人